

制度検討委員会

委員長：仲沢 弘明

委員：朝村 真一、武石 明精、本田 隆司、村上 正洋、森岡 康祐

開催年月日：第1回メール委員会 平成25年7月22日

主な議題：専門医生涯教育制度細則の修正について

現行の専門医生涯教育制度細則

第10条(資格更新に要する点数と日本形成外科学会学術集会参加義務)

日本形成外科学会専門医は一年平均30点以上*5年間で最低150点の単位を獲得しなければならない。

*:1年間で必ず30点以上獲得しなければならない、という誤解が生じていることに対して、以下のように修正した。

第10条(資格更新に要する点数と日本形成外科学会学術集会参加義務)

日本形成外科学会専門医は、5年間で最低150点の単位を獲得しなければならない。

開催年月日：第2回メール委員会 平成25年7月25日

主な議題：メール理事会の運用規定について

緊急の案件への対応として、「メール理事会」の運用規定について検討した。他学会を参考にして、現行の理事会運用規定に（議決の省略）を追加することになった。

（議決の方法）

第9条 理事会の議決を要する事項は定款および諸規定および諸細則の定めるところによる。

（議決の省略）(追加)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2. 前項の電磁的方法とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録する方法とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規定第89条に定めるものとする。

第10条を第11条に、以下繰り下げる。